

第 2 2 期 第 3 3 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 5 月 2 4 日（金） 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階 「ガーネットの間」

3 出 席 者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	委 員	古 川 今日志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	東 信 行
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	立 石 政 男
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
県 側	水産振興課	副 参 事
	〃	総括主幹
	〃	技 師
	西北地方水産事務所	所 長
	下北地方水産事務所	水産普及課長
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技 師	傳 法 利 行

富田会長

それでは、ただ今から、第２２期 第３３回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝申し上げます。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案９件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数１５名のところ、過半数を超える１２名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第１４５条第１項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第１３条第２項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、西崎委員と田村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第１号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第１号資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

富田会長

続きまして、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

議案第1号について、県から補足説明をさせていただきます。

資料の1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

これまでのとおり、この表について漁業魚種、漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について、説明させていただきます。

最初ですが、めばる固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれておりまして、上段が、小泊漁協19隻、中段が、下前漁協3隻、下段が、新深浦町漁協の1隻になっています。

次の4ページ目を御覧ください。

くるまえびの固定式刺し網漁業でございます。

こちら3段に分かれておりまして、上段が、つがる市に住所を有する者として、車力漁協の組合員で4隻、中段が、鰯ヶ沢町に住所を有する者として、鰯ヶ沢町漁協の組合員で6隻、下段が、新深浦町漁協の組合員で13隻となっております。

次の5ページ目を御覧ください。

こちらは、あまだいの片側留刺し網漁業でございますが、新深浦町漁協の組合員で7隻となっております。

次の7ページ目を御覧ください。

こちらは、えびかご漁業でございますが、中泊町に住所を有する者として、小泊漁協の組合員で1隻となっております。

次は、大分飛びまして、10ページ目を御覧ください。

こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございますが、3年ごとの切り替えの一斉更

新ということでございます。

陸奥湾内の各漁協の隻数ということになりますが、上から順に、外ヶ浜漁協で37隻、蓬田村漁協で3隻、青森市ですが、青森市に漁業根拠地を有する者として、後潟漁協で1隻、青森市漁協で17隻の計18隻、

そして、平内町漁協で67隻、野辺地町漁協で35隻、横浜町漁協で43隻、むつ市漁協で28隻、川内町漁協で19隻、脇ノ沢村漁協で2隻となっております。

続いて、14ページ目を御覧ください。

こちらは、ひらめ・そいの小型定置網漁業でございまして、上の段ですが、許可すべき漁業者数が5人ということです。

蓬田村広瀬沖の操業区域Aに設定しておりまして、蓬田村に住所を有し、漁船登録を受けている者ということになります。

次の段ですが、操業区域Aと外ヶ浜町蟹田沖の操業区域Bの両方に跨って許可を受ける者が5人になります。

続いて、15ページ目の次の段では、操業区域Aで外ヶ浜町に住所を有する者として1名、次の段では、操業区域Bで外ヶ浜町に住所を有する者として2名、

16ページ目ですが、最後の段では、操業区域Cで外ヶ浜町の塩越沖の4名になってございます。

最後に、17ページ目を御覧ください。

こちらは、うに・ほや・さざえの潜水器漁業でございまして、西共第25号の区域ということで、竜飛今別漁協の竜飛支所で1名になっております。

県からの補足説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

また、発言については、議案以外にわたらないよう、発言する際には挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

はい、どうぞ。

野土委員

めばるの刺し網の許可で、今までいろいろトラブルがあったけど、何かちゃんとやっていたのかな、許可を。協定書だの、なんなのって、後からまた問題あれば大変だから。

富田会長

県の方から何か。はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

今、委員がおっしゃられた話というのは、日本海の関係でございますでしょうか。

2 ページ目のめばる刺し網漁業許可につきましては、こちらは、従前どおりの内容の制限措置ということですが、こちらにつきましては、今年、4 月上旬になりましてから、業者の方での調整会議の開催を設置しようとしたのですが、日本海機船底曳網漁業者会の方から欠席するということで、それに代わりまして意見を聴取したところでございます。

その中では、やはり、これまでと同じように協定書の話がございまして、この協定書については、県知事許可の許可要件になっていることから、県としては、漁業者の操業内容については、従前からのものと変わりがないので、引き続き、今回も同じように委員会の方に諮問させていただいているというところでございます。

富田会長

それでは、他に御意見、御質問等ございませんか。

特に他に御質問、御意見もないようですので、諮問することにしたいと思います、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に、議案第 2 号「漁業法に基づく特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、本州日本海北部系群、北海道太平洋)に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、議案第2号につきまして、説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文でして、主要部分のみ読み上げます。

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年5月13日付け6水管第524号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

となっております。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文にあるとおりですので、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

富田会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第2号に関して補足説明いたします。

資料の3ページ目、4ページ目を御覧ください。

令和6年5月13日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して決めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群についての当初配分については、現行水準となって

おります。現行水準は、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県の資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3 ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群及びまだら北海道太平洋については、令和6管理年度から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとされましたが、その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となっております。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するということになります。

TAC管理のステップアップの考え方については、5 ページ、6 ページ目の資料を御覧ください。

5 ページ目の一番下ですが、TAC管理のステップ1 というのにおいては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施が目的とされているものになります。

ステップ1においても、採捕停止命令等がかかるものではありませんので、その点も御理解ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

東 委員

ちょっと教えていただきたいんですけども。

これの算出根拠数値って、どういうふうに出ているんですか。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

この数量に関しては、国の資源評価に基づいて設定されているものでして、令和2

年から4年までの数値を参考にして算出されているものになっています。

東 委員

それは、漁獲量ということですか。

水産振興課 澤田技師

そうですね。

東 委員

わかりました。ありがとうございます。

富田会長

この国の資源管理評価の基準というのは、MSYを使ってやっているのですね。

水産振興課 澤田技師

そうです。MSY水準で。

富田会長

そこを説明した方がいいと思います。

水産振興課 澤田技師

一応、国の資源評価の方では、MSYというものを目標にしておりまして、漁獲量が最大持続生産量になるのですが、資源量に対して、資源量と漁獲量のバランスで一番最も継続的に漁獲できる最大の資源量というところを守るために、その数値に合わせた漁獲量でTACを設定しているという形の考え方になっています。

富田会長

平たく言えば、再生産できる親を残す形で採捕していくということで、アウトプットコントロールをきちんとやりましょうということだと思うのですが、答えになっているのでしょうか。

東 委員

MSYもいろいろ算出方法があると思うので、今使ってやっているということですね。

富田会長

MSYの仕方は、魚種によっても若干、数値とか定数が変わって算出するやり方も

あるものですから、一概に全魚種に1つの工程式で進めるということではないと思いますので、その辺をよろしくお願いです。

他にございませんか。

他に御意見、御質問もないようですので、諮問どおりと決定することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員

(「はい」の声あり。)

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号は、申請どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申分の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第3号「青森県における水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第3号の資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文ですので、主要部分のみ読み上げます。

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、変更に当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

富田会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針」以降、「県方針」と呼びます。この変更について、補足説明いたします。

資料1の2ページ目以降の新旧対照表及び資料2の県方針を合わせて御覧ください。

まず、資料2の県方針の3ページの下部から4ページにかけての第8というところの記載の変更について説明いたします。

漁業法が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を資源管理方針、以降、基本方針と呼びます。基本方針と県方針に定めることとなり、自主的な取組を定めていた資源管理計画は、資源管理協定へと移行しました。

また、県方針における別紙については、特定水産資源については別紙1に、特定水産資源以外の水産資源については別紙2に、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるにあたって、必要な資源評価が行われていない水産資源は別紙3に、資源管理の方向性を定めることとなっております。

今般、青森県において漁獲される、まだら3資源について、令和6年7月より特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1 - 8、まだら本州太平洋北部系群から、別紙1 - 10、まだら北海道太平洋を追加するものとなっています。

また、国の基本方針の別紙3に定められたもののうち、資源管理協定において対象資源に設定されている資源については、県方針の別紙2に定めることとなっております。

令和6年3月6日付けの官報で別紙3への資源の追加に伴う基本方針の変更について告示され、県方針及び資源管理協定に係る資源も追加となったため、別紙2 - 1として、はたはた日本海北部系群及び別紙2 - 2として、まがれい日本海系群を新たに追加しております。

別紙3については、追加はありませんが、これまで別紙3に定めていた、まだら3資源を別紙1に移行したことに伴い、別紙3 - 1から3 - 3を削除しています。

続いて、12ページから14ページを御覧ください。

先ほど説明したとおりで、別紙1 - 8として、まだら本州太平洋北部系群、13ページが別紙1 - 9として、まだら本州日本海北部系群、14ページが別紙1 - 10として、まだら北海道太平洋系群を追加しています。

記載内容については、水産庁長官通知である、知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱（以降、事務取扱と呼びます。）に、おけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成しています。

次に１５ページ、１６ページを御覧ください。

別紙２－１として、はたはた日本海北部系群、別紙２－２として、まがれ日本海北部系群を追加しています。

こちらの記載内容に関しても、事務取扱の記載例に合わせて作成しております。

１７ページから１９ページを御覧ください。

別紙１にまだら３資源を移行させたため、別紙３－１、まだら本州日本海北部系群、別紙３－２、まだら本州太平洋北部系群、別紙３－３、まだら北海道太平洋系群を削除し、欠番としております。

２３ページを御覧ください。

２３ページの別紙３－７ですが、別紙２－２に、まがれ日本海系群を記載したことに伴い、かれい類としている中から、まがれ日本海系群を除く記載と修正しております。

最後に２４ページについて、別紙２－１へはたはた日本海北部系群を移行したことから、別紙３－８を削除して欠番としています。

以上が、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定することにしたいと思います。よろしいですか。

委 員

（「はい」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号は、申請どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第4号「西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号の資料1を御覧ください。

県からの依頼文でございます。読み上げます。

まぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）

津軽海峡西部海域における標記の漁業について、関係漁業者間で協議のうえ操業協定が別添のとおり締結されたことを受け、三厩漁業協同組合と竜飛今別漁業協同組合から当該操業協定を踏まえた委員会指示の発動に対する要望書が、別添のとおり提出されたところです。

県としても当該海域における漁場紛争の未然防止の観点から必要な制限であると考えますので、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をしてくださるようお願いします。

なお、制限期間については、6月1日から翌年2月末日までとするものの、委員会指示の発動に際しましては、漁業取締り上の観点から、委員会指示違反が現認され知事の裏付け命令が出された場合における実効性を担保するため、委員会指示の有効期限を複数年とすることについて検討されますよう、併せてお願いします。

次に、資料2を御覧ください。

三厩漁協組合長から、当委員会富田会長あての依頼文でございます。

この趣旨につきましては、県からの依頼文にあったとおりですが、地元漁業者間の操業協定の取り交わしに加え、地元漁業者と入り合いする下北地区、小泊下前地区、北海道福島吉岡漁業との間でそれぞれ操業協定確認書を取り交わしたことで環境が整ったということで、前回の内容と同様の委員会指示発令を要望します。といった内容となっております。

続いて、資料3を御覧ください。

今回、発動したいと考えております委員会の指示案となります。

前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第6号

青森県西部海区管内（津軽海峡海域）におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年5月〇〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田 重基

以下、制限の内容につきましては、前回と同じとなっております。

ただ、末尾にある、3ページ目にございます、2の指示の有効期間につきましては、令和6年6月1日から令和8年2月28日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

富田会長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

この議案第4号についての県からの補足の説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

富田会長

この委員会指示は、2年に一度ということでよろしいんですよね。

毎年、委員会指示をかけるのじゃなくて、2年に一度の委員会指示で進めていくという解釈でいいんですよね。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

特に御質問、御意見もないようですので、議案どおり指示を行うことと決定いたします。

それでは、議案第4号「西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、議案どおりと指示を行うことといたします。

続きまして、議案第5号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、議案第5号について御説明いたします。

資料を御覧ください。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業につきましては、各種漁業間の漁場の競合、漁具被害が発生するなど、操業上のトラブルが発生した経緯がございまして、平成18年からは、届出制による操業制限の指示を、平成21年からは、承認制による操業制限の指示を1年ごとに発動しているものでございます。

それでは、資料1の方を御覧ください。

県から海区富田会長あての委員会指示の発動依頼文でございます。

昨年と同じ内容により、発動を求めているものでございます。

2ページ以降は、委員会指示案、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領案となっております。

資料1の一番後ろには、西北水産振興会会長からの知事あての発動依頼が添付されております。

続いて、資料2を御覧ください。

西北水産振興会会長から海区富田会長あての依頼文でございしますが、これも同様の内容となっております。

令和6年度漁期においても、関係漁業者間の協定が締結されたことを踏まえてのものとなっております。

なお、秋田県船の域外水揚げにつきましても、これまで同様の配慮を踏まえた要請となっております。

資料2の3ページ以降の操業協定書は昨年と同じ内容になっておりまして、9ページ目には図面、それからこれに記載された操業海域、操業期間も昨年と同じとなっております。

10ページから11ページにつきまして、本年5月17日付けで本協定が締結されたことを示す協定当事者が表されております。

12ページでございますが、協定当事者のうち、西北水産振興会と青森県日本海機船底引網漁業者間で取り交わされた覚書となっております。

内容としましては、本協定で定められている誓約書、これは全ての漁業者が出すことになっておるんですが、これを西北水産振興会に提出させるといった内容となっております。

以上のことを踏まえまして、資料3の方に西部海区委員会の指示案を示しております。

前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年5月〇〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 冨田 重基

指示の内容につきましては、制限期間、承認期間、対象者の実績、指示の有効期間、これらを全て1年更新した以外は昨年と同じ内容となっております。

次に、資料4を御覧ください。

令和6年度の当該漁業に係る事務取扱要領案となります。

これにつきましても、県からの依頼内容どおり、指示の有効期間の年数を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

最後に、参考資料の方を御覧ください。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の漁獲実績でございます。

表1は、5年度実績、図1は、漁協別の漁獲量、図2は、月別の漁獲量をグラフに示したものです。

県内船につきましては、前年と同じ6漁協の所属する漁船70隻に承認しまして、このうち漁獲実績があったのが63隻、その水揚げは約124トンという実績でございました。

県外船は、秋田県漁協の所属船16隻に承認しまして、うち14隻が操業。その水揚げは24トンとなっております。

表2につきましては、平成29年度からの実績を示したものです。

図3は、それをグラフにしたもので、それぞれの項目ともふけさめはございますが、期間を通じてほぼ横ばいとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

富田会長

続きまして、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

こちらの方の件につきましても、県からの補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

特に御質問、御意見もないようですので、議案どおり指示を行うこととしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第5号は、議案どおり指示を行うことと決定いたします。

次に議案第6号「青森県西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、御説明いたします。

自家用釣餌用いか釣り漁業における新規操業承認については、本業とするいか釣り漁業と同様に委員会の内規において、委員会の会議に付して御審議いただく必要があるとされております。

去る2月9日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、三厩漁協から、資料2のとおり、大畑町漁協から漁業経営の安定を理由とする新規の申請がそれぞれ1件ございました。

資料3を見ていただきたいんですが、資料3にあるとおり、令和5年度の飼料用の承認件数と今年度の申請件数を比較しますと、令和5年度、西部では54件、令和6年度の申請件数は、今回の新規2件を含めまして52件となっております。

資料にはないですが、東部海区分も含めましても、前年から2隻減少ということになっております。

事務局といたしましては、自家用釣餌用に釣られるするめいかは少量であり、資源に影響を与えるものではないこと。また、沿岸漁業の振興等を考慮すれば、事情やむを得ないものとして、承認差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議をお願いいたします。

富田会長

続きまして、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

こちらの方の件につきましても、県からの補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

特に御質問、御意見もないようですので、議案どおり承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第6号は、議案どおりと承認することといたします。

次に議案第7号「青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第7号の資料を御覧ください。

これは、県知事からの協議文でございます。

件名と本文を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

このことについて、佐々木委員ほか1名から別添写しのとおり辞職願が提出されましたので、漁業法第141条の規定に基づき、貴委員会に協議します。

以上となります。

次に2ページ目、3ページ目が佐々木委員及び山本委員本人から提出された辞職願となります。

このことにつきましては、漁業法第141条において、「委員は正当な理由がある時は県知事及び委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されております。

これに基づきまして、任命権者である県知事に提出された辞職願の受理により、今回の協議があったもので、同委員会に同意の判断を求めているものになります。

この漁業法第141条でございますが、国が監修しました漁業法の逐条解説によりますと、「辞職の申し出があった場合には、本人の意思に反して在職を強制し得るものではない」とされておまして、辞職の判断につきましては、特に法的な定めがあるものではなく、海区漁業調整委員という責任のある職に就いた以上、簡単に辞職することは許されないとする訓示的なもので、あくまで社会通念に基づいて判断するとされております。

以上、本日の委員会で辞任に同意するという事になった場合は、富田会長名で県知事に対して、その旨を回答することとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

富田会長

このことについて、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

ただ今、事務局の方から御説明があったとおりなんですけど、今回、皆様に御審議いただきまして、同意がいただければ、県としましても、県知事の同意手続きをとりまして、佐々木委員、山本委員の両名の辞任手続きを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

堀内委員

この二人の方、辞任が承認されれば、追加で新規の委員の公募はするのでしょうか。

富田会長

県の方。

あと1年、猶予はあるのですが。1年はないのですが、10か月ぐらいあるんですけど、欠員のままですか。それとも、残留期間、委員を補充するという形という質問だと思うのですが。

水産振興課 野月副参事

今の御質問については、今期の委員の方々の任期が今年度中ということにもなってございますので、新しい委員の方々の選任スケジュールというのは、今年度、実際には夏ごろから着手していくということになって、実際、8月か9月、ということで、これは、委員会さんの部分とかあるんですけど、通常の委員の審議の方に影響がないということであれば、辞任をこのままという形にして、次回、来年度からの新規分の方々についてのスケジュールの方に臨んでいきたいと考えているところでございます。

富田会長

次回の委員会からは13名で進めていくということですよ。わかりました。

それでよろしいでしょうか。

東委員、どうぞ。

東 委員

確認ですが。

正当な理由というのは、富田会長か、もしくはどなたかが確認して正当であるというふうに判断されたということよろしいんですね。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

これ、漁業法の条文に正当な理由というふうに記載があるんですけど、先ほど御説明しましたとおり、これについて、在職を強制し得るとか、理由の有無を判断するといったものではなくて、あくまで訓示的な規定であるというふうな解釈が示されております。

従って、条文上は正当な理由と書かれておりますが、果たして理由が正当かどうかという審査の方はしていないということになります。

東 委員

今後、辞めるのは自由っていうことになるんですかね。

三橋事務局長

そうですね。あくまで本人の意思があればということになります。

東 委員

わかりました。

富田会長

あとは、「正当な理由」というのは、どのような解釈していくのかというのは、1つ、問題は残りますけれども。

本人が正当な理由で、我々から見て「いや、それはおかしいんじゃないか」という、そういう齟齬が生じる可能性はないわけではないんですけども。やはり、本人が、もうこの任に堪え切れないという形の辞任であれば、やぶさかではないのかなと。強く、特に遺留する、我々に権利、権限はないのかなとは思っておりますけども。

東 委員

形式上の話なんですけど、文があるので、富田会長が、例えば、正当であると認めるというのを、「やったよ」というぐらいの、それもあつた方が、第三者から見て、勝手に辞めているのかっていうふうに言われた時に「いやいや、ちゃんと富田会長が正当だと認めた」というふうに言えるのではないかなと思った次第です。

富田会長

本来であれば、体調のことでもう耐え切れないというのであれば、もし可能であれば、例えば診断書を出していただくとか、そういう、見ただけ

東 委員

少なくとも、富田会長がいいというお墨付きを出しているということで、我々はしやすいかなと。

富田会長

あと、そこに富田会長の感情が入らなければいいとは思っていますけども。

その辺のところは、非常に感情、微妙なところなんですけども。今回の場合は、一

応、初めてなものですから。

三橋事務局長

一応、今回、お二方が辞任するにあたって、理由の方は、やっぱり体調が一番ということで、やはり、ここの会場に月 1 回来てというのが、なかなか難しいということでしたので、そこは事務局の方で確認して富田会長の方にも伝えておりますので、よろしく願いいたします。

富田会長

他に御意見、御質問等ございますか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

それでは、議案第 7 号については、議案どおり同意することといたします。

次に議案第 8 号及び第 9 号につきましては、関連がありますので、皆様の御了解を得て、一括で審議したいと考えていますけども、いかがでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、いずれも関連があると認め、議案第 8 号「青森県西部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」並びに議案第 9 号「青森県西部海区委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部改正について」を一括で議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第8号、資料の2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

今回、漁業調整委員会規程、2つの改正を行うものでございます。

1つ目ですが、第16条に定める事務局職員の職名の追加でございます。

田中主幹専門員の配置に伴って、職名として、主幹専門員を追加するというものでございます。

第5項も同じように、主幹専門員を追加しております。

2つ目は、第18条に定める事務局長の専決事項、このうち個人情報保護に関する事務について、法律改正がありまして、それに伴って事務の根拠が県の条例から個人情報の保護に関する法律に移行したことを受け、法令名及び条項を改正するものでございます。

なお、事務の内容の変更は一切ございません。

それで、この改正内容を公示案としてまとめたものが1ページ目ということになっております。

次に議案第9号について説明いたします。

同じように2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

先ほど御説明したとおり、個人情報保護に係る事務の根拠が県条例から法律に移行したことを受け、本規程についても引用している法令名等を改正するものでございます。

同様にこの改正内容を公示案としてまとめたものが1ページ目となっております。

なお、今回、皆様に御審議いただいた後、来週、5月27日に行われる東部海区漁業調整委員会にも同じ議案を諮っております。

両委員会の決議を受け、県報公示する予定となっております。

また、県報登載に当たり、内容に変更を与えない字句の修正等につきましては、事務局一任としていただくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

富田会長

続きまして、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい。

水産振興課 野月副参事

こちらの件につきましても、県からの補足説明はございません。
よろしくお願いいたします。

富田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

ないですね。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、議案どおりと承認したいと思
いますけども、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第8号及び議案第9号については、議案どおりと承認することとい
たします。

これで全て議案を終了し、これをもちまして第22期第33回青森県西部海区漁業
調整委員会を閉会いたします。

終了 午後2時20分

この議事録を証するため、青森県海区漁業調整委員会規程第13条第2項の規定に基づき、会長及び委員（議事録署名人）をもって署名する。

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長

委 員

委 員